

化学工学会「熱工学部会」規約

(総則)

第1条 本会は、公益社団法人化学工学会の部会規約により設置され、「熱工学部会」(英文名：**Division of Thermal Engineering**)と称する。事務局は当部会の代表者の所属する機関とする。

(目的)

第2条 本会は化学工学会の熱工学に係わる専門分野の代表機関として、次の2点を目的として活動を行う。

1) 熱工学体系の維持(応用分野への熱プロセス展開)

熱工学の問題点は、時代の変化に伴って応用分野としてすそ野が広がりつつある現在、中身が細分化され希薄になりつつあるということである。熱工学が工学技術の基盤であることは他学会でも認知されている。とりわけ化学工学分野においては環境・エネルギー問題を意識し、各種プロセスの開発、設計に役立つ熱工学(燃焼、プラズマ、伝熱、熱交換器、各種エネルギーシステムなどの分野)の体系を維持する。

2) 新分野への展開(知られていない伝熱現象の基礎研究)

熱工学体系を維持すると同時に熱工学を魅力あるものにするには未知分野への展開が必要である。近年、マイクロテクノロジーによって、マイクロ伝熱をはじめとした新しい輸送現象の研究が進行中である。さらに食品の凍結保存や再生医学の発達からバイオの分野展開も始まっている。これらの分野ではアプローチの手法が従来のものとは異なるため、研究は困難を極める場合もあるが、新しい現象の支配原理の発展が期待される。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) マイクロおよびバイオテクノロジーへの伝熱現象や輸送現象の展開(新学問分野)
- 2) 熱工学体系の維持と他の部会との連携(応用分野)
- 3) 熱工学分野における化学工学の窓口として、国際交流に貢献
- 4) 各種企画の実施(講演・講習会、出版、学会誌・論文集特集など)

(構成)

第4条 本会は部会個人会員、部会法人会員、部会学生会員で構成される。部会個人会員は化学工学会の正会員のうち、本会に参加を希望した会員である。部会法人会員は化学工学会の維持会員及び特別会員のうち、本会の部会活動に参加を希望した会員であり、事業所・研究所別に部会法人会員の登録ができる。部会学生会員は化学工学会の学生会員のうち、本会に参加を希望した会員である。部会賛助会員は、化学工学会の会員以外のもので、部会に参加を希望した個人賛助会員もしくは法人賛助会員である。

(入会および退会)

第5条 入会は書面による届出を本会の事務局に提出し、本会の幹事会で承認を得るものとする。退会は書面による届出を部会長に提出し、任意に退会することができる。

会費の滞納が2年以上におよぶ会員は会員の資格を放棄したものとみなす。

(役員およびその任期)

第6条 本会に次の役員をおくことができる。

部会長1名、副部会長2名、幹事若干名、監事2名。役員任期は原則として2年間とし、部会長の再任を妨げない。任期半ばで交代した場合の任期は前任者の在任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 部会長は、本会を代表し円滑な会務の遂行を行う。

副部会長は、部会長を補佐し円滑な会務の遂行を行う。

幹事は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、総務、会計、企画を分担する。

監事は、部会の財政および業務を監査する。

(役員を選出)

第8条 部会長の選出は部会会員の推薦をもとに部会幹事会で協議した上で、部会総会にて選出する。

部会総会にて部会長選出後、部会の推薦により化学工学会理事会の議をもって化学工学会会長が委嘱する。

副部会長、幹事、監事は部会長が任命し、部会総会にて承認する。

(役員を罷免)

第9条 本会にとって著しく不利益を生じるもしくは本会にふさわしくないと判断された場合は、会員からの申し出により、当該役員の仕事について監事を含めた幹事会で協議した後、正当な根拠とともに総会に審議を諮る。

(部会幹事会)

第10条 部会幹事会は部会長、副部会長、幹事、監事により構成し、必要に応じて部会長が招集する。

幹事会は構成員の2/3以上の出席を成立要件とし、出席者の過半数の賛成で議決するものとする。幹事会は次の事項を行う。

- 1) 会の設置および継続に関する事務
- 2) 会員の入会
- 3) 化学工学会との連携
- 4) 事業計画、予算および決算案の立案
- 5) 次期部会長候補者の総会への推薦
- 7) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(総会)

第11条 総会は年1回行い、部会長がこれを招集する。ただし、部会長は必要に応じて臨時総会を招集できるものとする。総会出席者の過半数の賛成をもって総会での議決を有効とする。総会では次の事項を行う。

- 1) 事業、会務報告とその承認
- 2) 事業計画、予算の承認

- 3) 役員の改選
- 4) 規約の改正および細則の制定と改正
- 5) その他、本会に必要な事項の決定

(部会事務局)

第12条 部会事務局は部会長の下で、部会の事務一般を掌握する。部会事務局の任命は、部会幹事会の議を経て部会長が行う。

(会計)

第13条 会計は化学工学会の会計処理規程、会計処理運用規則に則り行う。本会の運営に必要な経費は、運営交付金、委託研究費および事業収入を以てこれにあてる。受託研究の受け入れに伴う経費の扱いについては、事実が発生した時点で、幹事会で協議、規定する。余剰金は次年度へ繰り越しができる。

(会費)

第14条 会費は、個人賛助会員については年額2,000円、部会法人会員及び法人賛助会員については年額25,000円とする。部会個人会員の会費については、化学工学会の定めに従い、必要に応じて定めるものとする。部会学生会員は会費を納める必要がない。

(細則)

第15条 本規約の実施に関して必要が生じた場合は細則を定めることができる。細則の制定と改正は総会の承認をもって成立する。

第16条 本規約は、総会の承認をもって改正することができる。

(付則)

第17条 本規約は2003年4月1日より施行する。

2 平成23年 9月14日 改正

細則(2003年4月1日 施行)

1. 当面、分科会は設けない。
2. 化学工学会正会員の会費は、平成15年度は無料とする。